

ボッチャ用具貸出事業実施要項

(1) 目的

ボッチャは、重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目です。障害者スポーツへの理解とニュースポーツとしてのボッチャ競技の普及を目的として、ボッチャ用具の貸出しを実施します。

(2) 貸出先

堺市内に所在する、地域のコミュニティ等を目的とする非営利の団体に限ります。

(3) 貸出対象物品

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）が所有するボッチャ用具（以下「用具」という。）3セット。
（なお、貸出単位はセットで行います。）

(4) 貸出申請

事前に事業団本部（☎072-294-6111）に電話で貸出しの可否を問い合わせてください。貸出可能な時は、ボッチャ用具貸出申請書（様式第1号）に必要な事項を記入のうえ、事業団に申請してください。

（FAX可 072-237-6001）

(5) 受渡し場所

公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 本部
住所：堺市東区北野田1077 アミナス北野田3階

(6) 借用申込期間

原則として使用月の1ヶ月前から貸出日の前々日までとします。ただし、事業団が特別な事情があると判断した場合はこの限りではありません。

(7) 貸出期間

原則として貸出日から7日以内とします。ただし、事業団が特別な事情があると判断した場合はこの限りではありません。

(8) 禁止事項等

営利目的で使用する場合は貸出しできません。また、用具の転貸は一切禁止します。

(9) 費用

貸出料金は無料です。ただし、貸出した用具を紛失または破損等された場合は、実費で弁償していただきます。

(10) その他

①貸出時に用具の破損、汚損等が無いかを、必ず確認してください。

②用具は大切に使用し、使用した用具が汚れた場合は、汚れを落として返却してください。

③返却時には用具の紛失、破損、汚損等を点検して返却してください。

④返却時に事業団職員が用具の確認をさせていただきます。